

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

| | | | | | | | | | |
|----------------|---|-------------------|-------------------------|-------------|--|--------|---|---|--|
| 政策の名称 | 消防用設備等の技術基準の適用に係る別棟みなし規定の拡充等 | | | | | | | | |
| 担当部局 | 総務省消防庁予防課 | 電話番号:03-5253-7523 | e-mail:yobo@soumu.go.jp | | | | | | |
| 評価実施時期 | 令和5年10月 | | | | | | | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、木材需要の約4割を占める建築物分野での木材利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)第4条の規定による建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正により、防火規制に係る別棟みなし規定の創設や建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われた。これにより、複数棟の一部を木造棟とすることや、耐火構造等の建築物の主要構造部の一部に木材を利用することが可能となった。</p> <p>消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項の規定に基づき、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)では、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準(以下「消防用設備等の技術基準」という。)が定められており、一定の用途・面積の防火対象物には消防用設備等の設置が義務付けられている。その際、耐火構造等の防火対象物は、防火安全性能が高いことから、木造の防火対象物に比べて、消防用設備等の技術基準が緩和されている。</p> <p>建築基準法上の防火規制の合理化の対象となる建築物に適用される消防用設備等の技術基準について、建築基準法の改正と整合を図った上で見直しを行わなければ、当該基準への適合が負担となって、建築物への木材利用が進まなくなる可能性がある。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>建築基準法上の防火規制については、一部を除き、その規制の対象となる建築物の全体について適用されるため、木造棟と鉄筋コンクリート造棟から構成される建築物等の建築に係る負担が大きいことや、主要構造部の全てを耐火構造等とする必要があり木材利用が難しいという課題があった。こうした課題に対して、木造棟と鉄筋コンクリート造棟を別棟とみなして防火規制を適用することや、主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分は防火規制の対象外とすることとする建築基準法の改正が行われた。</p> <p>消防法令において、建築基準法の改正と整合を図らなければ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法上の防火規制で別棟とみなされる建築物が消防用設備等の技術基準上別棟とみなされない ・ 特定主要構造部(主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分以外の部分をいう。以下同じ。)を耐火構造等とする建築物について、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と比べて、消防用設備等の技術基準が厳しいものになる <p>という課題が生じ、消防用設備等の技術基準への適合が負担となって、建築物への木材利用が進まなくなる可能性がある。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>① 消防用設備等の技術基準の適用について、防火対象物が床、壁その他の建築物の部分又は防火設備のうち、防火上有効な措置が講じられたもので区画されているときは、その区画された部分は、それぞれ別の防火対象物とみなすこととする。※(令第8条第2号関係) ※ 別の防火対象物とみなされる場合、その延べ面積は一の防火対象物として算定する場合よりも当然減少することとなるが、当該面積が最小設置義務面積を下回る場合には、消防用設備等の設置が不要となる</p> <p>② 主要構造部を耐火構造等とする防火対象物に消防用設備等の設置義務面積等の緩和を設けている規定については、これらの規定中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めることとする。(今第11条第2項 第21条第2項第2目アセ第25条第1項第2目間之)</p> | | | | | | | | |
| 規制の費用 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(遵守費用)</td> <td style="padding: 5px;">新たな別棟みなし規定を適用するための遵守費用については、防火上有効な措置が講じられた床、壁その他の建築物の部分又は防火設備を設けるための費用が発生するが、当該費用が、一棟全体に消防用設備等の技術基準が適用され、消防用設備等の設置工事が必要となる場合の費用よりも低廉な場合に、事業者が当該手法を選択することが想定されるため、費用負担は軽減することが見込まれる。 また、特定主要構造部を耐火構造等とする防火対象物に係る規制緩和については、特段の遵守費用は発生しない。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(行政費用)</td> <td style="padding: 5px;">消防本部において、別棟みなし規定の適用の有無について審査する時間が発生することが見込まれるが、消防同意等の現行制度下においても提出されていた設計図面等の資料に基づき審査可能であり、通常の事務の一環として処理されるため、行政費用の増加は見込まれない。 また、今般の改正により新たな基準が適用される防火対象物における火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することができるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。</td> </tr> </table> | | | (遵守費用) | 新たな別棟みなし規定を適用するための遵守費用については、防火上有効な措置が講じられた床、壁その他の建築物の部分又は防火設備を設けるための費用が発生するが、当該費用が、一棟全体に消防用設備等の技術基準が適用され、消防用設備等の設置工事が必要となる場合の費用よりも低廉な場合に、事業者が当該手法を選択することが想定されるため、費用負担は軽減することが見込まれる。 また、特定主要構造部を耐火構造等とする防火対象物に係る規制緩和については、特段の遵守費用は発生しない。 | (行政費用) | 消防本部において、別棟みなし規定の適用の有無について審査する時間が発生することが見込まれるが、消防同意等の現行制度下においても提出されていた設計図面等の資料に基づき審査可能であり、通常の事務の一環として処理されるため、行政費用の増加は見込まれない。 また、今般の改正により新たな基準が適用される防火対象物における火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することができるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。 | | |
| (遵守費用) | 新たな別棟みなし規定を適用するための遵守費用については、防火上有効な措置が講じられた床、壁その他の建築物の部分又は防火設備を設けるための費用が発生するが、当該費用が、一棟全体に消防用設備等の技術基準が適用され、消防用設備等の設置工事が必要となる場合の費用よりも低廉な場合に、事業者が当該手法を選択することが想定されるため、費用負担は軽減することが見込まれる。 また、特定主要構造部を耐火構造等とする防火対象物に係る規制緩和については、特段の遵守費用は発生しない。 | | | | | | | | |
| (行政費用) | 消防本部において、別棟みなし規定の適用の有無について審査する時間が発生することが見込まれるが、消防同意等の現行制度下においても提出されていた設計図面等の資料に基づき審査可能であり、通常の事務の一環として処理されるため、行政費用の増加は見込まれない。 また、今般の改正により新たな基準が適用される防火対象物における火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することができるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。 | | | | | | | | |
| 規制の効果(便益) | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(直接的効果(便益))</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(副次的・波及的な影響)</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">副次的な影響及び波及的な影響について、今回の規制緩和の適用については、既存の防火対象物の所有者等と新たに防火対象物を建築する者との間で差異がなく、既存の防火対象物の所有者等に新たな消防用設備等の設置義務が発生しないため、競争に負の影響を及ぼすものではない。 安全面については、国土交通省において、<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物が二以上の部分で構成される場合に、火災による危険性をそれぞれの部分ごとに評価して規制を適用するための基準が確立されたこと ・ 「主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分」は、当該部分において火災が発生した場合であっても建築物全体が倒壊・延焼しないような基準が確立されたことを踏まえて、建築基準法令の改正が行われており、今回の令の改正はそれと整合を図るもので、緩和後の建築基準法令及び消防法令の基準に適合されていれば、安全面への影響は小さいと考えられる。 </td> </tr> </table> | | | (直接的効果(便益)) | | | (副次的・波及的な影響) | 副次的な影響及び波及的な影響について、今回の規制緩和の適用については、既存の防火対象物の所有者等と新たに防火対象物を建築する者との間で差異がなく、既存の防火対象物の所有者等に新たな消防用設備等の設置義務が発生しないため、競争に負の影響を及ぼすものではない。 安全面については、国土交通省において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物が二以上の部分で構成される場合に、火災による危険性をそれぞれの部分ごとに評価して規制を適用するための基準が確立されたこと ・ 「主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分」は、当該部分において火災が発生した場合であっても建築物全体が倒壊・延焼しないような基準が確立されたことを踏まえて、建築基準法令の改正が行われており、今回の令の改正はそれと整合を図るもので、緩和後の建築基準法令及び消防法令の基準に適合されていれば、安全面への影響は小さいと考えられる。 | |
| (直接的効果(便益)) | | | | | | | | | |
| (副次的・波及的な影響) | 副次的な影響及び波及的な影響について、今回の規制緩和の適用については、既存の防火対象物の所有者等と新たに防火対象物を建築する者との間で差異がなく、既存の防火対象物の所有者等に新たな消防用設備等の設置義務が発生しないため、競争に負の影響を及ぼすものではない。 安全面については、国土交通省において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物が二以上の部分で構成される場合に、火災による危険性をそれぞれの部分ごとに評価して規制を適用するための基準が確立されたこと ・ 「主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分」は、当該部分において火災が発生した場合であっても建築物全体が倒壊・延焼しないような基準が確立されたことを踏まえて、建築基準法令の改正が行われており、今回の令の改正はそれと整合を図るもので、緩和後の建築基準法令及び消防法令の基準に適合されていれば、安全面への影響は小さいと考えられる。 | | | | | | | | |
| 費用と効果(便益)の関係 | | | | | | | | | |
| その他関連事項 | <p>【事前評価の活用状況】</p> <p>「予防行政のあり方に関する検討会」(座長:関澤愛 東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授)において「消防法令において、基本的には、建築基準法の改正と整合を図った取扱いを行うことが適当である。なお、別棟みなし規定の要件については、国土交通省において検討されている建築基準法上の別棟みなし規定の要件により、延焼防止、避難及び消防活動に支障が生じないことを前提として当該要件と整合を図って規定する方向で検討することが適当である。」旨の中間報告がなされており、当該報告を踏まえて令を改正するものである。 https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-140.html</p> | | | | | | | | |
| 事後評価の実施時期等 | <p>【事後評価の実施時期】</p> <p>本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>消防本部からの火災報告により、今回の規制緩和の対象となった防火対象物について、その件数、焼損面積、損害額、詳細な出火原因等を分析することにより把握を行う。</p> | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | |